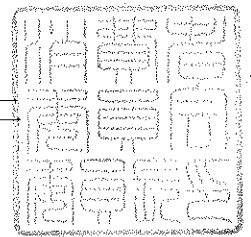




府消委第203号
平成29年8月23日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二



答 申 書

平成21年12月9日付消食表第57号及び平成27年7月21日付消食表第362号をもって諮問された品目のうち別添記載の品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成21年12月9日付消食表第57号をもって諮問された「ピュアカム 葉酸」「ピュアカム 葉酸MV」及び平成27年7月21日付消食表第362号をもって諮問された「松谷のミニビスケット」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

(1)平成21年12月9日付消食表第57号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	ピュアカム 葉酸	杏林製薬株式会社	この食品は葉酸を豊富に含みます。適切な量の葉酸を含む健康的な食事は、女性にとって、二分脊椎などの神経管閉鎖障害をもつ子どもが生まれるリスクを低減するかもしれません。
2	ピュアカム 葉酸MV	杏林製薬株式会社	この食品は葉酸を豊富に含みます。適切な量の葉酸を含む健康的な食事は、女性にとって、二分脊椎などの神経管閉鎖障害をもつ子どもが生まれるリスクを低減するかもしれません。

(2)平成27年7月21日付消食表第362号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	松谷のミニビスケット	松谷化学工業株式会社	本品は高架橋度リン酸架橋でん粉(食物繊維)が含まれているため、食生活で不足しがちな食物繊維が手軽に摂れ、おなかの調子を整えたい方や、お通じの気になる方に適しています。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる